

レンタル規約

第1条（総則）

お客様(以下「甲」)と株式会社エスアールエス(以下「乙」)との間の賃貸借契約(以下「レンタル契約」)について別に契約書類を作成しない場合には、以下の条文の規定を適用します。

第2条（物件）

乙は甲に対し、乙が甲に発行するレンタル申込書に記載するレンタル物件(以下「物件」)を賃貸し、甲はこれを賃借します。

第3条（レンタル期間）

- 1) レンタル期間はレンタル申込書に記載する期間とし、物件納入日をレンタル開始日とし、物件返却日の前日をレンタル終了日とします。
- 2) この規約に基づくレンタル契約は、この規約に定める場合を除き、レンタル期間満了の日まで解除し、又は終了させる事ができません。

第4条（レンタル料金）

甲は、乙が発行しレンタル契約締結日に有効なレンタル料金表に基づいて算出した、レンタル料、運送諸経費、その他代金などに、消費税を付した金額(以下「レンタル料等」)を乙に対して支払います。

第5条（物件の引渡し）

- 1) 乙は甲に対し、物件を甲の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日に引渡し、甲は物件をレンタル終了日に返還します。
- 2) 甲が乙から賃借した物件はレンタル申込書のとおり甲に引渡されたものとします。

第6条（担保責任）

甲は乙に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保とし甲の使用目的への適合性については担保しません。

第7条（担保責任の範囲）

- 1) レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、乙は物件の交換又は修理の為に使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割計算により減免することがあります。
- 2) 乙は前項に定める以外の責任を負いません。

第 8 条（物件の使用、保管）

- 1）甲は物件を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担します。甲は物件をその本来の使用目的以外に使用しません。
- 2）甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、転貸及び改造をしません。また甲は物件を分解、修理、調整したり、汚染しません。

第 9 条（物件の使用管理業務違反）

物件が甲の責による事由に基づき紛失、損傷した場合、又は甲が乙の物件に対する所有権を侵害した場合は、甲は乙に対して、紛失した物件の再購入代金、損傷した物件の修理代金又は所有者の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済します。

第 10 条（レンタル期間の延長）

甲から延長期間を定めて期間延長の申し出があった場合は、乙は当該レンタル契約に適用される料金制度表に基づき、この申し出を承諾する場合があります。

第 11 条（物件の返還遅延の損害金）

甲は乙に対して物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、甲はその期日の翌日から返還の完了日までの遅延損害金を支払います。この場合、遅延期間 1 日当りの損害金は、レンタル申込書に記載する金額とします。

第 12 条（乙の権利の譲渡）

乙は、この契約に基づく乙の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若くは担保に差入れることができます。

第 13 条（情報）

- 1）レンタル物件の返却に際して、物件の内部に記録されている情報（以下「情報」）は甲の負担ならびに甲の責任において消去します。
- 2）レンタル期間中、又は甲が乙に物件を返還した後であるかに関わらず、また物件の返還の理由の如何を問わず、物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し返還、修復、削除、賠償などの請求をせず、かつ著作権、ノウハウ、その他の知的所有権を行使しません。
- 3）甲は、情報に起因して損害が発生した際は、一切の賠償責任を負い、乙に何等の負担はかけないものとします。

第 14 条（合意管轄）

レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の所在地にある裁判所を全管轄裁判所とします。

< 個人情報利用に関する同意条項 >

- 1) 甲及び連帯保証人(以下総称して「契約者」)は、乙が次項記載の目的のために個人情報を利用することに同意します。

レンタル申込書(レンタル申込書に付随して締結される契約を含む、以下「レンタル契約」)に契約者が記載した契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの情報(レンタル開始日以降、乙が契約者から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)並びに官報等記載の公開情報。

レンタル申込書に記載されているレンタル期間、納品予定日等その他レンタル契約に関する契約内容情報。契約者が提示もしくは提出した公的証明書の記載内容情報。

債権管理のため乙が住民票の写し等を取得した場合にはその際に収集した情報。

- 2) 乙は、前項の個人情報を次の目的に利用します。

レンタル契約及びレンタル契約に基づく売買契約等の履行のため。

レンタル契約を含む契約者との取引の与信判断及び与信後の管理のため。

乙の事務(代金決済事務・運送業務等)を第三者に業務委託するため。

債権管理回収業に関する特別借置法に基づき、乙の選定した債権回収会社にレンタル契約に関する債権回収の委託(債権譲渡を含む)をするため。

マーケティング活動、商品開発、商品・役務等に関する案内に利用するため。

収集した個人情報は、作業終了後一週間保管し、その後廃棄致します。

- 3) 甲は、個人情報について、乙が乙のホームページ(<http://www.srs-j.com>)のお問合せページの「個人情報の取り扱いについて」に掲載されたとおりの取扱いをすることに同意します。